

「ボートピアなんぶ」ご利用規則

「ボートレース桐生」場外発売場「ボートピアなんぶ」（以下「会場」といいます。）では、皆様に安全かつ快適にご利用いただくため以下のとおり定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、このご利用規則を遵守できないことにより生じた事故について、会場は責任を負いかねますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

なお、本利用規則は、会場が管理運営する建屋及びそれに付属する建物に出入りする者、又は出入りしようとする者（ただし、会場の従業員等を除くものとします。）に適用されます。

本利用規則に定めのない事項については、法令、又は一般に確立された慣習によるものとします。

1 営業時間

会場の開場からボートレース終了時までの間とします。

2 損害賠償

お客様（以下「ゲスト」といいます。）は、会場施設、什器備品等を破壊又は損傷したりしないように十分ご注意ください。

もし、施設、什器備品等に破損が生じた場合は、その修復に関して会場からご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

- (1) 泥酔者若しくは酒気を帯びて自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのある方のご来場。
- (2) 喫煙しながら若しくは着火した煙草を携帯しながらのご来場。
- (3) 保護者を伴わない未成年者（18歳未満の者）のご来場。（2022年4月1日改正）
- (4) 警備員等により立ち入りが制限されている場所、「関係者以外立入禁止」と表示されている場所への入場。ただし、修理等のため許可した者は除く。
- (5) 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- (6) 発火性又は引火性の高い危険物等の持ち込み。
- (7) 毒物、硫酸、塩酸及び農薬等の毒劇物類の持ち込み。
- (8) 悪臭又は異臭を発する物の持ち込み。
- (9) 日本酒等のアルコール類、ガラスビン等のビン類、缶コーヒー等の缶類の持ち込み。
- (10) 法令又は公序良俗に反する行為及び他のゲストのご迷惑になる言動、放歌高吟、罵詈雑言。
- (11) 会場内での日本酒等のアルコール類の摂取。
- (12) 会場内での写真撮影及び携帯電話の使用。
- (13) 備付品の移動。
- (14) 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）に規定する屋内、すなわち会場建屋内での喫煙行為一切。ただし、屋内に喫煙専用室が設けられている場合を除きます。
なお、禁煙の対象となるたばこは、葉巻、紙巻きたばこ等に加えて、加熱式たばこ（アイコス、プルームテック、グロー、パルズ等）及び電子たばこ（リキッド補充式、カートリッジ式、使い捨て式）をいいます。（2020年4月1日改正）
- (15) 特別観覧席のゲスト以外の者による特別観覧席駐車場への無断駐車。
- (16) 会場のゲストと認められない者による会場駐車場への無断駐車。
- (17) 会場内のゲスト席を一人が反復継続して複数席使用する行為。
- (18) 投票用マークカード及び筆記具を投票以外の用途に使用し、又は故意に損壊若しくは持ち去る行為。
- (19) 会場内に捨てられ、若しくは遺失された舟券を拾い集める行為。
- (20) 20歳未満の者による舟券購入等、法令で禁じられている行為。（2022年4月1日改正）

4 入場の拒否又は退場

次の場合は、会場への入場を拒否する場合があります。

また、入場後認知した場合は、直ちに退場、駐車車両の移動撤去をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 上記「1 営業時間、2 損害賠償、3 禁止事項」の規定に違反し、又はそのおそれがある場合。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日 法律第77号）に規定する指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (3) 会場若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (4) 保護者同伴の児童が、会場内外を走り回ったり、泣き叫んだり大声を上げ続ける、遊び道具を振り回したり、飛ばすなどして他の迷惑となり、保護者等の制止、説得に応じない場合。
- (5) 保護者が、同伴する児童を会場駐車場に駐車中の車両に放置し、当該児童の身体、生命等に危害が生ずるおそれが認められるとき、速やかに改善措置をとらない場合。
- (6) 会場に「ボートピアなんぶ」における入場制限の同意書を提出した本人が制限期間内に入場或いは入場しようとした場合。（2018年11月5日追加）
- (7) 家族（注）から対象者（当人）が利用している会場への入場を制限して欲しい旨の申告がなされ、みどり市競走執行委員長が舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じていると認められた者が制限期間内に入場或いは入場しようとした場合。（注）家族とは、舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある者と同居する親族（配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族（成年者に限る。））をいいます。（2018年11月5日追加）
- (8) 入場拒否の告知を受けた者で未だ入場拒否期間を経過していないにも拘らず入場或いは入場しようとした場合。（2024年3月4日追加）

5 手荷物の保管

ゲストは、当日の営業時間内に限りインフォメーションに手荷物を預けることができます。ただし、現金、貴重品及び高級ブランド品を預かることは固くお断り申し上げます。

6 天災地変等についての免責

天災地変、戦争（戦闘）、騒乱、内乱、その他の不可抗力、次の各号に該当する事項、そのほか会場の責に帰すことのできない事由により、ゲストが被った損害については、会場はその責を免れるものとします。

- (1) ボートレースが中止になった場合。
- (2) ボートレース、オッズ等の放映が中断した場合。
- (3) 会場の責めに帰すべき事由によるものでない自動発売機又は自動発売払戻機の故障により舟券の購入ができない場合。
- (4) 会場の責めに帰すべき事由によるものでないマークカードの誤記入等による舟券の購入。
（2011年5月1日追加）

以上

附則

（実施年月日）

- 1 この規則は、2011年1月16日に制定し、制定した日から施行します。

附則

- 1 この規則は、2011年5月1日から施行します。

附則

- 1 この規則は、2018年11月5日から施行します。

附則

- 1 この規則は、2020年4月1日から施行します。

附則

- 1 この規則は、2022年4月1日から施行します。

附則

- 1 この規則は、2024年3月4日から施行します